

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和4年度 第2回松阪市景観審議会
2. 開催日時	令和5年3月20日(月) 午前10時00分から午前11時30分
3. 開催場所	松阪市本町 2176 番地 松阪市産業振興センター2階 人材育成講座室
4. 出席者氏名	(松阪市景観審議会委員) 浅野 聡(会長)、門 暉代司(副会長)、地主 昌美、 大井 隆弘、山本 真帆、中北 直子、楢井 孝明 西村 文雄  (事務局) 建設部部长:伊藤 篤 建設部次長:山路 伸之 都市計画担当参事兼都市計画課長事務取扱 :松本 尚久 景観担当主幹:松野 直樹 景観係長:山崎 晃司
5. 開催および非公開	公開 一部非公開
6. 傍聴者数	1名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

# 令和4年度 第2回 松阪市景観審議会 事項書

日時: 令和5年3月20日(月) 午前 10 時 00 分から  
会場: 松阪市産業振興センター2階 人材育成講座室

## 1. あいさつ

## 2. 審議事項

(1) 松阪市景観計画の改定について

## 3. 報告事項

(1) 松阪市景観計画運用実績について

(2) 重点地区の歴史的まちなみの保全について【非公開】

## 4. その他

- 司会
- ・ 審議会の開会
  - ・ 傍聴者の説明 等
  - ・ あいさつ（伊藤部長）
  - ・ 配布資料の確認

司会 議事進行につきましては、松阪市景観条例第25条第5項の規定により、浅野会長にお願いをしたいと思います。浅野会長よろしくお願い致します。

会長 皆さん、おはようございます。年度末のお忙しい中、景観審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

只今、ご説明いただきました資料に基づきまして、本日の審議を進めていきますので何か確認事項などありましたら、途中でご質問などいただければ幸いです。

本日の審議会ですが、このところ集中的に議論してきましたが、松阪市景観計画の改定について最終的な改定案の取りまとめを本日は行っていきたいと思いません。

それでは、事項書に基づいて審議を進めさせていただきます。

本日の審議事項ですが、事項書に記載されているとおり審議事項が1件、報告事項が2件となります。

審議事項は議案の第1号松阪市景観計画の改定について、報告事項が松阪市景観計画運用実績について、重点地区の歴史的まちなみの保全について以上の2件となっています。

それでは審議事項 議案第1号について事務局からご説明をお願いします。

事務局 審議事項 議案第1号について説明

会長 説明ありがとうございました。

前回の景観審議会で委員の皆さんから色々ご意見をいただきましたので再度、修正をしましたが、今回、松阪市都市計画審議会からご意見が出されましたので、それを踏まえて最終の修正を行ったと報告がありました。

それでは、説明がありました修正箇所についてご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

委員 都市計画審議会から何点か指摘をされた中で、修正をさせていただいていますけれど、資料4-1の5番目ですが、商人町というところがふさわしくないということで、具体的に「日野町や湊町などの商人が集まった町」というふうに商人町の表現がされていますが、ここは歴史的なまちなみが残っている中心部の地区を指しているのですよね。日野町、湊町を挙げてしまいますと、再開発されて全く歴史的なまちな

みは残っていませんので、これを出すとイメージが違うと思います。たぶん具体的には伊勢街道沿いの本町の周辺を指しているのだと思うので、この表現はいかがなものでしょうか。その後の職人町、白粉町これは寺院群のことを指しているのよいと思うのですが、日野町や湊町などの商人が集まる町に歴史的なまちなみは、まったく残っていませんので、そこは例えば旧伊勢街道筋のとか、そういう表現が良いかと思います。これと絡んで、また3ページのNo.8ですが、そこにも同じように日野町や湊町などの商人が集まった町と表現されていますが、これは見直していただいた方がよいのではないかと思います。

もう1点は、同じく都市計画審議会が出された意見の1ページの下No.3ですが、矢下小路や紺屋町通りなどの道筋にみられる鍵型道路という言葉ですが、この言葉はあまり使っていないと思います。鍵型とはイメージが違う卍型の道路のイメージですので、よく使っていますのが鋸状の道路とか、鋸の歯と書いて鋸歯状（きよしじょう）という言葉を使いますが、そちらの方がマッチしていると思います。

会長 事務局からコメントがあればお願いしたいと思います。

事務局 委員からご指摘をいただきました49ページの商人町、職人町の表現ですけれども、候補地が緑で囲まれた地域になっていて、指しているのが旧職人町通りから駅にかけての広いエリアになっています。ここに本町が入ってくるのかなあと思ったりもするのですが、もう少し表現を変えた方がよろしいですか。

委員 この文章を見ると日野町、湊町などの商人が集まった町、ここに歴史的なまちなみが残っていると理解されてしまうと思うのです。その後の寺院群というのは、職人町通りと白粉町通りに建っていることになり、少しニュアンスが違うと思うのです。もう1つ申し上げるのは、写真の入替えをされましたが、資料1の31ページこれはまさに新しい感じですが、日野町や湊町などの商人が集まった町の代表としてこの左側の写真になっていますが、逆に本町辺りの名残のある古いまちなみの写真が良いのではないのでしょうか。昭和のまちなみですけれど。

事務局 再度、事務局で整理をして、文章の内容を変更して委員の方に確認をさせていただきますらよろしいでしょうか。

会長 ここは専門的なところですので、ご意見があれば意見を出していただいて、表現の修正について、会長と副会長に一任していただければ確認して進めます。計画の骨子そのものには影響はないかと思いますので、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

事務局と会長、副会長で協議して、修正するかどうか検討させていただきます。

事務局 事務局で案を作って、会長、副会長にご確認をさせていただきます。

会長 他の方はいかがでしょうか。最終的な修正についての確認で何かご質問ございますか。

委員 表現だけなのですが、ポケットパークについてです。No.10 のライオン像について、背にまたがると念願がかなうと言い伝えられていますという表現ですと、昔からあったような捉えられ方をされてしまうと思うので、言われていますというぐらいの表現の仕方が良いのではないかと思います。

事務局 念願がかなうと言い伝えられていますという表現ですが、委員がおっしゃっていただきました「言われています」という表現に変えようと思います。

実際に案内板にはこの表現で書かれていたので、引用をさせていただきましたが、誤解を招くといけないため、表現を変更いたします。

委員 誤字ですが、指摘事項の 3 ページNo.9 の表現の変更の紀州侯の侯の字が違い、正しくは侯です。紀州侯よりも紀州藩主という表現が良いと思います。

事務局 紀州藩主に変更させていただきます。

会長 他にご質問などございますか。

委員 細かいことですが、トピックスのそれぞれの文章だけが頭出しが 1 文字下がっていないのですが、他の文章は全て頭出しが 1 文字下がっています。何か意図していることがあるのですか。

事務局 段落を 1 行あけずに統一したのですが、文章記述は段落ですと 1 コマあけますので、ここも 1 コマスペースをあけます。トピックスも全て統一いたします。

会長 他に何かお気づきの点がありますでしょうか。よろしいですか。

ご意見を頂いた表現の修正は、景観計画の骨格には影響を与えませんので、よろしければ会長、副会長、事務局に一任していただいてよろしいでしょうか。

それでは、私たちが修正内容を確認しておきますので、よろしく願います。

それでは一通りご意見をいただきました。また都市計画審議会からも色々貴重なご意見を頂戴しましたので、それを踏まえて最終的な修正を委員の皆様を確認をしていただきました。

今回の改正で、以前より改定内容について、議論してきましたが、今まで旧城下町を中心に歴史的なまちなみを保全していくため、重点地区の指定を進めてきました。近年では、中万地区も数年間住民の方々々と協議をして、多くの地域住民の方々に賛同していただいて重点地区の指定をしてきました。今度の改定では飯高、飯南

地域の素晴らしい農村風景などを重点地区の候補地区に入れていくことができました。今後地元の方と協議して賛同を得られれば、農村集落の景観も積極的に景観保全に向けて努力していくという方向で、上手く景観計画のバージョンアップについて、非常に良い審議をさせていただけたのではないかと思います。

それでは、審議会としての意見をまとめていきたいと思います。最後の場面で若干の文言の表現ができましたが、景観計画の骨格について何も影響がないということで、ご承認いただければ原案のとおり承認をさせていただいて、細かい文言の表現については後日会長、副会長と事務局で確認をさせていただいて、皆様に報告をさせていただくという対応にさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それではお諮りしたいと思います。

議案第1号 松阪市景観計画の改定について、先ほど出された意見を議事録に残していただき、会長、副会長で対応するということを踏まえて、第1号議案を原案のとおり市長に答申させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局 ありがとうございます。それでは会長、副会長に修正内容を確認いただいて、皆さんにはその内容をメールでご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

会長 具体的にどのように直すかは議事録に書いていただいて、それを委員の方に確認する対応をしていただければと思います。

景観計画の方向性については、都市計画審議会でもご了解をいただけたのではないかと思いますし、意見縦覧でもう少し積極的に意見を出していただけると良かったのですが、特にご意見はでなかったということです。今まで議論を重ねた内容でまとめていただければと思います。

議論を重ねてまいりましたので、今から答申書をお渡しした方がよろしいですか。

事務局 答申書はいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 竹上市長の代理として建設部長にお話しした方向で答申をさせていただきます。

令和5年3月20日 景観行政団体 松阪市長 竹上 真人 様

松阪市景観審議会 会長 浅野 聡

松阪市景観計画の改定について

令和5年3月20日に諮問のありました下記審議事項については、令和5年3月20日開催の令和4年度第2回松阪市景観審議会において審議した結果、異議はありません。

今後も松阪市景観計画を広く市民に周知するとともに、松阪の魅力ある美しく豊かな景観を次世代に継承し、良好な景観形成に努めてください。

審議事項 議案第1号 松阪市景観計画の改定について

よろしくお願いいたします。

委員の皆様にはここ数年、この景観計画の改定について何度も議論を重ねてきましたけれども、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

城下町を中心に景観計画を進めてきましたが、それを更に他の地域にも拡大をして、委員の方からもご意見をいただいて、景観計画のバージョンアップが出来たのではないかと思います。

これが成案になりましたら、今後、飯高、飯南地域の住民の方と連携して、城下町以外の美しい景観についても、出来るだけ多くの方に賛同をいただいて、次世代に継承していくため、重点地区の指定ができればと願っています。

続きまして報告事項に入らせていただきます。

報告事項（1）松阪市景観計画運用実績について事務局から報告をお願いします。

事務局 報告事項（1）松阪市景観計画運用実績について説明

会長 只今の報告事項ですけれども、委員の方から何かご質問等ございますか。

4年度の届出で特に問題になった案件はなかったということでもよろしかったですか。

事務局 そうですね。届出等に関しましては、事前相談と届出と2段階で運用させていただいていますので、事前相談を基に施主様と協議をして、事務局の考えをお伝えさせていただいて、その内容に沿った届出を提出いただいているとご理解いただければと思います。

会長 了解しました。それでは、よろしいでしょうか。

4年度の運用実績については委員の皆様を確認していただいたという事にさせていただきます。

私から補足で、先日も事務局にお伝えしたのですが、松阪市でも1,000㎡以上のメガソーラが一時期たくさんできましたので、この景観審議会でも太陽光発電施設の届出について、議論をしました。当時三重県内でも志摩市が条例を作って規制をされていました。三重県内では伊勢市、亀山市も同様です。多くの市が一斉にメガソーラの届出があったときに、周辺景観に影響を与えないようにガイドラインが作られているところです。

今、松阪市でも事務局に確認しましたが、メガソーラについては落ち着いているということでした。

先日、亀山市で景観審議会を開催しましたが、太陽光発電施設について1,000～2,000㎡くらいの中規模なもの、それから届出対象にならない1,000㎡を切った太陽光発電施設が増えてきている。住民の方からの問合せがあるということで、松阪市ではどうですかと聞きましたら、今のところそのようなことはないということでした。

たが、亀山市でも何故近年増えてきているのか明確な理由は掴めてないということでした。

国の政策で国際的な環境推進の協定を結ぶ中で、日本も自然再生可能エネルギーにもっと努めていかななくてはならないこともあって、太陽光発電も広く普及してきていると思いますので、中規模くらいの太陽光発電施設の設置申請が増えてきた時には、景観審議会でも適宜、議論していただいて、ガイドラインを改正して、届出があったときには事業者の方に行政から指導していただくことが主流になっていくのかなと思いました。

再生可能エネルギーの普及に関連して昨年、住宅建築に関する法改正が一斉に相次ぎまして、いよいよ数年後から新築するときには、高断熱、高气密の住宅にしていかなければならない。先ほど話したように日本の住宅は環境対策が遅れていることは国際的に指摘されていて、夏の冷房、冬の暖房で多くのエネルギーを消費しているのです。太陽光発電とも関連しますが、エネルギー消費を抑えた未来型の住宅にしていかなければいけないということで、日本も法改正されました。日本もいよいよ近い将来、新築をするときには、高断熱、高气密の住宅で出来るだけ冷暖房を抑えた生活が出来るようなライフスタイルが求められている。

さらに関連して設置基準という新しい基準が設けられて、個人住宅でも出来るだけエネルギーを自家発電自家消費して、外部から供給されるエネルギーの消費を極力ゼロにしていく目標も政府から発表されていますので、東京都が先頭を切って、大手ハウスメーカーをまずは対象に太陽光パネルを設置していく、それを義務化して公表していく。おそらくこの流れは東京都の試行錯誤を踏まえて全国的に展開されると思いますので、近い将来、設置基準を満たす住宅は、高断熱、高气密かつ太陽光パネルを屋根に載せた住宅が標準的なものになってくる可能性が高くなってきました。

そうすると各策定されている景観計画の中で、歴史的まちなみと太陽光パネルをどう調和させていくのか、一般の市街地でも届出があったときに、どのように太陽光発電設備と景観の調和を考えていくことが、次の課題になってくるかもしれませんので、そのような形で環境問題を背景にして、住宅のあり方が随分変わってきましたので、それとともに景観保全のあり方も全国一斉にバージョンアップしていかないといけないという状況ですので、近い将来そういった状況になりましたら、景観審議会の皆様からご意見をいただいて、松阪市景観計画をステップアップできたらと思います。

今年度の景観計画の運用実績の報告については以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは次の報告事項の重点地区の歴史的まちなみの保全について、ですけれども、ここでは歴史的建造物の議論で、個人情報が含まれる特定の歴史的な建造物の議論になりますので、ここからは非公開とさせていただきます。



(非公開)

報告事項 (2) 重点地区の歴史的なまちなみの保全について

- ・ 閉会のあいさつ (山路次長)